

第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号関係)

地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木などの景観資源は、景観の質を高める景観構成要素というだけでなく、エコミュージアムによるまちづくりを推進している勝山市においては大切な展示品とも言えます。

このため、景観計画区域内の建築物・工作物（以下「建造物」）、樹木（樹林地は除く。）のうち、良好な景観形成に重要な役割を果たすものを景観重要建造物および景観重要樹木に指定し、地域の景観資源を核とした良好な景観の形成に積極的に取り組みます。

また、景観重要建造物および景観重要樹木の管理者は、保全のための適正な維持管理を行うこととし、景観重要建造物の外観を変更したり、景観重要樹木を伐採または移植する際には、市長の許可が必要となります。

1. 景観重要建造物の指定の方針

市街地景観エリアや田園集落景観エリアにおいて、公共の場所から容易に望見することのできる位置にあるもので、景観上特に優れた外観を有し、次の項目のいずれかに該当するものについて指定します。（文化財に指定されているものは、指定の対象とはなりません。）

- ① 市民に広く愛され、親しまれ、またランドマーク*やアイストップ*となっているなど、地域における景観形成上のシンボルとなっている建造物
- ② まち並みの雰囲気づくりに寄与するデザイン性や景観性を有し、地域固有の景観形成を促進する建造物
- ③ 創建当時の典型様式や伝統的技法が外観に見られ、地域の歴史文化を伝承し、文化的価値を有する建造物

(写真は、景観重要建造物指定の候補のイメージとして紹介しています。)



えちぜん鉄道勝山駅



はたや記念館ゆめおーれ勝山

※ ランドマーク： その土地の目印や象徴になるような建造物

※ アイストップ： 目にとまる様

2. 景観重要樹木の指定の方針

市街地景観エリアや田園集落景観エリアにおいて、公共の場所から容易に望見することのできる位置にあるもので、景観上特に優れた外観を有し、次の項目のいずれかに該当するものについて指定します。

- ① 市民に広く愛され、親しまれ、地域におけるシンボルやランドマークとなっている樹木
- ② 古木や巨樹であつたり、心象に残る樹容を成すなど、地域景観の固有性を高めている樹木

(写真は、景観重要樹木指定の候補となるような樹木を紹介しています。)



西方寺の銀杏



西方寺の山桜



中央公園の縦の木



毘沙門の樺